給与奉行。ERP Smart

機能アップガイド Ver.5.05



《改正情報》	
基礎控除・給与所得控除の見直しに対応	2
特定親族特別控除の創設に対応	3
扶養親族等の所得要件の改正に対応	9
令和6年入居の住宅ローン控除の改正に対応	10
マイナポータル電子申請の提出先マスタの変更に対応	12
《機能追加》	
雇用保険離職証明書の離職の日以前の賃金支払状況等に行を挿入可能	12

●基礎控除・給与所得控除の見直しに対応

以下のとおり、所得税の基礎控除の見直し等が行われました。

当製品では、[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューで年末調整計算する際に、 自動的に反映されます。

○基礎控除の見直し

合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

【基礎控除額(改正された範囲)】

100	合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)		改正後
	132 万円以下 (200 万 3,999 円以下)		95 万円
	336 万円以下 475 万 1,999 円以下)		88 万円
	489 万円以下 665 万 5,556 円以下)	48 万円	68 万円
489 万円超 (665 万 5,556 円超	655 万円以下 850 万円以下)		63 万円
	2,350 万円以下 2,545 万円以下)		58 万円

○給与所得控除の見直し

55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

【給与所得控除額(改正された範囲)】

外上の向こ 春節	給与所得控除額	給与所得控除額		
給与の収入金額	改正前		改正前	
162 万 5,000 円以下	55 万円			
162万 5,000 円超 180 万円以下	その収入金額 × 40 %- 10 万円	65 万円		
180 万円超 190 万円以下	その収入金額 × 30 %+ 8 万円			

上記に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」および令和8年分以後の「源泉徴収税額表」についても改正されます。当製品では、令和8年1月以後の給与(賞与)処理を行うと、自動的に改正後の源泉徴収税額が計算されます。

参 考

令和7年11月までの給与の源泉徴収事務に変更はありません。令和7年の年末調整の際に、 改正後の基礎控除額、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」にもとづ いて 1 年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額と の精算を行います。

注意

令和7年12月1日以後に給与等の支払いがない人には、この改正は適用されません。

≪ 関連メニュー ≫

「年末調整]-「年末調整処理]-「年末調整処理]メニュー

特定親族特別控除の創設に対応

特定親族の合計所得金額に応じて控除する「特定親族特別控除」が創設されました。

参 考

特定親族とは、居住者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円 超123万円以下(収入金額が123万円超188万円以下)の人をいいます。

なお、合計所得金額が58万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりません。扶養 控除の対象となります(特定扶養親族に該当します)。

年末調整において特定親族特別控除の適用を受ける場合は、「給与所得者の特定親族特別控除 申告書」を提出する必要があります。

また、合計所得金額が58万円超100万円以下(収入金額が123万円超165万円以下)の場合は「源泉控除対象親族」となり、令和8年1月以後に支払うべき給与について、源泉控除が受けられます(令和8年分以後の扶養控除等申告書の「源泉控除対象親族」欄に記載します)。

参 考

合計所得金額が100万円超123万円以下(収入金額が165万円超188万円以下)の特定親族については、各月の源泉徴収税額の計算では考慮されませんが、年末調整の際に特定親族特別控除申告書を提出することにより、特定親族特別控除の適用を受けることができます。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	特定親族特別控除額
58 万円超 85 万円以下 (123 万円超 150 万円以下)	63 万円
85 万円超 90 万円以下 (150 万円超 155 万円以下)	61 万円
90 万円超 95 万円以下 (155 万円超 160 万円以下)	51 万円
95 万円超 100 万円以下 (160 万円超 165 万円以下)	41 万円
100 万円超 105 万円以下 (165 万円超 170 万円以下)	31 万円
105 万円超 110 万円以下 (170 万円超 175 万円以下)	21 万円
110 万円超 115 万円以下 (175 万円超 180 万円以下)	11 万円
115 万円超 120 万円以下 (180 万円超 185 万円以下)	6 万円
120 万円超 123 万円以下 (185 万円超 188 万円以下)	3 万円

当製品では、以下のメニューが変更されます。

[年末調整処理]メニューの[所得控除等]ページに、【特定親族特別控除情報】が追加されました。



「給与所得者の特定親族特別控除申告書」が提出された場合は、特定親族申告書の提出に「1:あり」を選択すると、[年末調整処理 - 特定親族合計所得]画面が開きます([合計所得]ボタンをクリックしても[年末調整処理 - 特定親族合計所得]画面が開きます)。初期値として、処理年の12月31日時点の年齢が19歳以上23歳未満の場合は、特定親族区分に「1:対象」が表示されます。

特定親族合計所得を入力すると、特定親族特別控除額が計算されます。



参 考

[年末調整処理 - 特定親族合計所得] 画面の特定親族特別控除額がある場合は、[年末調整処理]メニューの[家族・所得税]ページの扶養親族の扶養区分は「0:控除対象外」になります。

これに伴い、汎用データの年末調整データの項目が追加されます。

	707十八响走 7	00克日70 运加 0	. 100.)		
項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考	
【特定親族特別控除	【特定親族特別控除情報】				
扶養親族 1~10					
特定親族区分	YISR001	1	数字		
特定親族合計所 得	YISR002	9	数 字		
特定親族申告書 の提出	YISR003	1	数字	項目の新規追加	
特定親族特別控 除額	YISR004	9	数字		
【家族情報】					
扶養親族 1~10					
扶養区分	EFMD011	1	数字	選択肢の追加 (処理年が2026年以 降の場合に「5:特 定」を追加)	
【所得税情報】	【所得税情報】				
特定親族	ESUP016	2	数字	項目の新規追加	
【計算結果情報】					
特定親族特別控 除額	_	_	_	項目の新規追加	

また、[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニューや[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニューでも、「特定親族特別控除額」「扶養親族1~10-特定親族合計所得」が集計できます。

注意

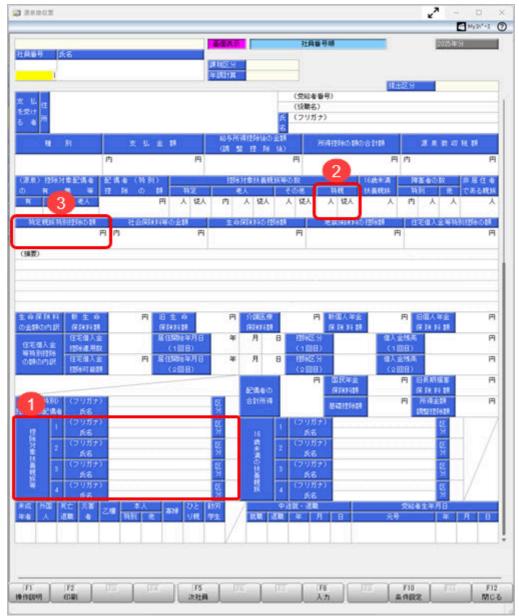
令和7年12月1日以後に給与等の支払いがない人には、この改正は適用されません。

≪ 関連メニュー ≫

- ・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニュー
- ・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

[源泉徴収票]メニュー

以下のように様式が変更され、当製品でも新様式に対応しました。



①「控除対象扶養親族」欄の名称が「控除対象扶養親族等」欄に変更されました。 特定親族がいる場合は、氏名と特定親族特別控除の額をもとに区分が表示されます。

参考

表示される区分は、以下になります。

特定親族特別控除の額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	合計所得金額
63 万円	10	11	58万円超 85万円以下
61 万円	20	21	85万円超 90万円以下
51 万円	30	31	90万円超 95万円以下
41 万円	40	41	95万円超 100万円以下
31 万円	50	51	100万円超 105万円以下
21 万円	60	61	105万円超 110万円以下
11 万円	70	71	110万円超 115万円以下
6 万円	80	81	115万円超 120万円以下
3 万円	90	91	120万円超 123万円以下

- ②「控除対象扶養親族等の数」欄に「特親」欄が追加され、特定親族の人数が出力されます。
- ③「特定親族特別控除の額」欄が追加されました。

参 考

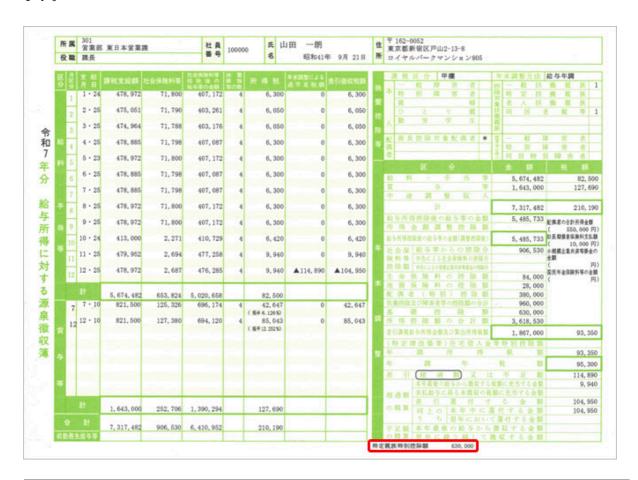
令和8年(2026年)以降の場合で、年末調整しない社員の源泉徴収票を作成する場合は、 特親所得 を押して [源泉徴収票 - 特定親族所得見積額] 画面を開きます。扶養控除等 (異動) 申告書の特定親族の所得の見積額を入力すると、所得見積額をもとに控除対象扶養 親族等の区分が表示されます。

≪ 関連メニュー ≫

- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニュー
- ・「管理資料]-「源泉徴収票「退職社員用]]メニュー

[源泉徴収簿]メニュー

特定親族特別控除の適用がある場合は、欄外に「特定親族特別控除額 XXX, XXX」と印字されます。



参 考

令和8年分に対応した様式の源泉徴収簿の奉行サプライは、令和8年分の年末調整対応版で 提供を開始する予定です。

≪ 関連メニュー ≫

- ・「年末調整]-「源泉徴収簿]-「源泉徴収簿]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収簿]-[年末調整計算書]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収簿]-[年末調整通知書]メニュー
- 「年末調整]-「源泉徴収簿兼賃金台帳]メニュー

[社員情報登録]メニュー(令和8年1月以後)

[随時処理]-[年次更新]メニューで年次更新を実行して処理年が「令和8年」になると、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの扶養親族の扶養区分に「5:特定」が追加されます。19歳から23歳未満の親族がいる場合は、合計所得金額に応じて、扶養区分を選択します。

なお、年次更新の際に前年(令和7年)の年末調整処理で特定親族であった場合は、自動的に「5:特定」が表示されます(年齢が23歳未満の場合)。

19 歳以上 23 歳未満の親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	[社員情報登録] メニューの [家族・所得税] ページの扶養区分
58 万円以下 (123 万円以下)	「2:特定扶養」
58 万円超 100 万円以下 (123 万円超 165 万円以下)	「5:特定」
100 万円超 (165 万円超)	「0:控除対象外」

【扶養人数情報】に「特定親族」欄が追加され、扶養区分が「5:特定」の扶養親族がいる場合は、「特定親族」欄と「扶養等の数」欄に人数が加算されます。



注意

処理年が「令和7年」の間は、扶養区分に「5:特定」は表示されません。

これに伴い、汎用データの社員情報データの項目が追加・変更されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
扶養親族1~10				
扶養区分	EFMD011	1	数字	選択肢の追加 (処理年が2026年以降の場 合に「5:特定」を追加)
【扶養人数情報】				
特定親族	ESUP016	2	数字	項目の新規追加

≪ 関連メニュー ≫

- ・[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報予約データ作成]メニュ
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報予約データ受入]メニュ --

扶養親族等の所得要件の改正に対応

以下の通り、扶養親族等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。 当製品では、[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューで年末調整計算する際に、 自動的に判定されます。

【所得要件】

仕羊卵佐笠の区人	所得要件(収入が給与だけの場合の収入金額)			
扶養親族等の区分	改正前	改正後		
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	48 万円以下 (103 万円以下)	58 万円以下 (123 万円以下)		
配偶者特別控除の対象 となる配偶者	48 万円超 133 万円以下 (103 万円超 201 万 5,999 円以下)	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超 201 万 5,999 円以下)		
勤労学生	75 万円以下 (130 万円以下)	85 万円以下 (150 万円以下)		

注意

令和7年12月1日以後に給与等の支払いがない人には、この改正は適用されません。

≪ 関連メニュー ≫

[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー

● 令和6年入居の住宅ローン控除の改正に対応

新築・買取再販については、住宅の区分と特例対象個人か否かで、借入限度額が以下のように なります。

参 考

特例対象個人とは、令和6年12月31日(年の途中で死亡した場合はその時点)の現況で、以下のいずれかの人です。

- ○夫婦のいずれかが40歳未満
- ○19歳未満の扶養親族を有する

特例対象個人として令和6年分の確定申告を行った場合は、税務署から送付される住宅ローン控除申告書の住宅の区分等欄に「特例対象個人」と印字されます。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	特例対象個人の場合: 5,000 万円 上記以外の場合: 4,500 万円
ZEH水準省工ネ住宅	特例対象個人の場合: 4,500 万円 上記以外の場合: 3,500 万円
省工ネ基準適合住宅	特例対象個人の場合: 4,000 万円 上記以外の場合: 3,000 万円
その他の住宅	2,000 万円(建築確認を受けたものとします)
震災特例の場合	特例対象個人の場合: 5,000 万円 上記以外の場合: 4,500 万円

当製品では、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページの住宅の区分等に選択肢が追加され、以下のように変更されました。居住開始年月日や控除額適用区分、住宅の区分等の設定をもとに、住宅借入金等控除額が自動計算されます。

変更前	変更後
00:非該当	00:非該当
01:中古住宅	01:中古住宅
02:特例居住用家屋	02:特例居住用家屋
03:認定住宅·新築	03:認定住宅·新築
04:認定住宅・買取再販	04:認定住宅・買取再販
05:認定住宅・新築・特例認定住宅等	05:認定住宅・新築・特例認定住宅等
06: ZEH水準省エネ住宅・新築	06: ZEH水準省工ネ住宅・新築
07: ZEH水準省エネ住宅・買取再販	07:ZEH水準省エネ住宅・買取再販
08: ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅	08:ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等
等	09:省工ネ基準適合住宅・新築
09: 省エネ基準適合住宅・新築	10:省工ネ基準適合住宅・買取再販
10: 省エネ基準適合住宅・買取再販	11: 省工ネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等
11: 省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅	12:特例対象個人
等	13:特例認定住宅等・特例対象個人
	14:認定住宅・新築・特例対象個人
	15:認定住宅・買取再販・特例対象個人
	16:認定住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人
	17: ZEH水準省エネ住宅・新築・特例対象個人
	18: ZEH水準省エネ住宅・買取再販・特例対象個人
	19:ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個
	人
	20: 省エネ基準適合住宅・新築・特例対象個人
	21:省工ネ基準適合住宅・買取再販・特例対象個人
	22: 省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個
	人

これに伴い、汎用データの年末調整データの住宅の区分等と2回目-住宅の区分等に、選択肢 (「12:特例対象個人」~「22:省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個 人」)が追加されます。

受入記号	受入桁	受入種	備考
	数	別	
YITS016	2	数字	00:非該当
YITS017			01:中古住宅
			02:特例居住用家屋
			03:認定住宅・新築
			04:認定住宅・買取
			再販
			05:認定住宅・新
			築・特例認定住宅等
			06:ZEH水準省エネ住
			宅・新築
			07:ZEH水準省エネ住
			宅・買取再販
			08:ZEH水準省エネ住
			宅・新築・特例認定
			住宅等
			09:省エネ基準適合
			住宅・新築
			10:省エネ基準適合
			住宅・買取再販
			11:省エネ基準適合
			住宅・新築・特例認
			定住宅等
11 / 12			12:特例対象個人
	YITS016 YITS017	数 YITS016 2	数 別 YITS016 YITS017 数字

13:特例認定住宅 等•特例対象個人 14:認定住宅・新 築・特例対象個人 15:認定住宅 - 買取 再販・特例対象個人 16:認定住宅・新 築・特例認定住宅 等・特例対象個人 17:ZEH水準省エネ住 宅・新築・特例対象 個人 18: ZEH水準省エネ住 宅・買取再販・特例 対象個人 19: ZEH水準省エネ住 宅・新築・特例認定 住宅等・特例対象個 20:省エネ基準適合 住宅・新築・特例対 象個人 21:省エネ基準適合 住宅・買取再販・特 例対象個人 22:省エネ基準適合 住宅・新築・特例認 定住宅等・特例対象 個人

≪ 関連メニュー ≫

- ・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー
- ●マイナポータル電子申請の提出先マスタの変更に対応

マイナポータル電子申請の提出先マスタ(健康保険組合)の変更に対応しました。

≪機能追加≫-----

● 雇 用 保 険 離 職 証 明 書 の 離 職 の 日 以 前 の 賃 金 支 払 状 況 等 に 行 を 挿 入 可 能

≪ 関連メニュー ≫

[労働保険]-[資格取得/喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー

給与奉行。ERP Smart

機能アップガイド Ver.5.04



● Microsoft Exchange Onlineの基本認証「SMTP認証」の廃止に伴い、先進認証「OAuth 2.0」に対応

当製品は、メールを送信する機能でExchange Onlineの基本認証「SMTP認証」を使用できますが、Microsoft社のサポート終了に伴い2025年9月以降は無効になるため、先進認証「OAuth 2.0」に対応しました。

業務スケジュール実行後の完了通知などのメールが送信できなくなるため、先進認証「OAuth 2.0」に設定を変更します。

詳細は、こちらをご参照ください。

≪ 関連メニュー ≫

- ・[給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書配信設定]-[明細書配信設定]メニュー (『奉行Edge 給与明細電子化クラウド for 奉行シリーズ』をお使いの場合)
- ・[管理ツール]-[メールサーバー設定]メニュー

給与奉行。ERP Smart

機能アップガイド Ver.5.03



≪改正情報≫	
電子申請における労働保険年度更新申告の様式バージョンの変更に対応	2
電子申請の納付方法で「電子申請以外」の選択に対応	2
健康保険組合の提出先マスタ更新に伴う対応	2
≪機能追加≫	
受け入れた特別徴収税額通知データで通知された「指定番号」を反映可能	2
受け入れた特別徴収税額通知データと社員情報の関連付けの精度を向上	2

≪改正情報≫-----

電子申請における労働保険年度更新申告の様式バージョンの変更に対応

電子申請における労働保険年度更新申告の様式バージョンが変更されました。 これに伴い、当製品でも新しい様式バージョンで電子申請できるようになりました。

≪ 関連メニュー ≫

[労働保険]-[労働保険年度更新]メニュー

◉ 電子申請の納税方法で「電子納付以外」の選択に対応

[労働保険]-[労働保険年度更新]メニューの[労働保険年度更新 - 事業情報]画面に納付方法が追加されました。

「電子納付」または「電子納付以外」を選択して、電子申請します。

≪ 関連メニュー ≫

[労働保険]-[労働保険年度更新]メニュー

健康保険組合提出先マスタ更新に伴う対応

マイナポータル電子申請の提出先マスタ(健康保険組合)の変更に対応しました。

受け入れた特別徴収税額通知データで通知された「指定番号」を反映可能

[導入処理] - [市町村登録]メニューの「指定番号」が空欄の場合は、[社員情報] - [社員情報更新] - [住民税改定] - [特別徴収税額通知データ受入]メニューで受け入れた特別徴収義務者用の特別徴収税額通知データの「指定番号」が登録されるようになりました。

≪ 関連メニュー ≫

[社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]-[特別徴収税額通知データ受入] メニュー

● 受け入れた特別徴収税額通知データと社員情報の関連付けの精度を向上

[社員情報] - [社員情報更新] - [住民税改定] - [特別徴収税額通知データ受入]メニューで受け入れる特別徴収税額通知データと、当製品の社員情報との関連付けの精度を向上させました。

- ・受給者番号と氏名(カナ)の大文字、小文字が不一致の場合も自動で関連付けします。
- ・氏名の後ろに「様が付いている場合も自動で関連付けします。
- ・今までは、受給者番号が空欄の社員は受け入れできませんでした。 今回から受給者番号が空欄の社員がいる場合は、ファイル情報と社員を関連付ける画 面が表示され、受け入れできるようになりました。

≪ 関連メニュー ≫

[社員情報] - [社員情報更新] - [住民税改定] - [特別徴収税額通知データ受入] メニュー

給与奉行。ERP Smart

機能アップガイド Ver.5.02



目次

健康保険証廃止(マイナ保険証への移行)に伴う対応	2
社会保険関係手続の電子申請様式変更に対応	3
マイナポータル電子申請の提出先マスタの変更に対応	3

● 健康保険証廃止(マイナ保険証への移行)に伴う対応

マイナ保険証の利用により、令和6年12月2日以降、「健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届」を提出しても、健康保険証は新たに発行されなくなりました。マイナ保険証を持っていない人のために「資格確認書」を発行できるように、「健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届」の様式が変更されました。

[資格取得届]メニューに「資格確認書発行要否」の項目を追加

[社会保険]-[資格取得/喪失届]-[資格取得届]メニューの[資格取得届]画面に、「資格確認書発行要否」の項目が追加されました。 「資格確認書」の発行が必要な社員がいる場合は、「発行が必要」にチェックを付けて届出書を作成します。



[社員情報登録]メニューの項目名を変更

[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページの「健保証番号」と「厚年整理番号」の項目名が「被保険者整理番号」に変更されました

これに伴い、社会保険関連メニューの各画面に表示される項目名や出力帳票も変更されました。



[資格喪失届]メニューの項目名を変更

資格喪失届の「保険証回収」の項目名が、「資格確認書等回収」に変更されました。

これに伴い、[社会保険]-[資格取得/喪失届]-[資格喪失届]メニューの[資格喪失届]画面の項目名も「資格確認書等回収」に変更され ました。



汎用データの変更

社員情報の項目名が変更されることに伴い、以下の汎用データの項目名が変更されます。

【社員情報データ】【社員情報予約データ】

	71				
項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考	
【社会保険情報】	2				
健康保険					
被保険者整理番号	ESOC005	7	英数カナ	項目名の変更	
厚生年金保険					
被保険者整理番号	ESOC013	7	数字	項目名の変更	

【月額変更データ】【育児休業等終了時月額変更データ】【算定基礎データ】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【基本項目】				
健康保険一被保険者整理番号	_	_	_	受入不可
厚生年金一被保険者整理番号	_	_	_	項目名の変更

- ≪ 関連メニュー ≫
 - ・[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
 - ・[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニュー
 - ・[社会保険]メニューの各メニュー
 - ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー
 - ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報予約データ作成]-[社員情報予約データ作成]メニュー
 - ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[社会保険データ作成]メニューの各メニュー
 - ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー
 - ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報予約データ受入]-[社員情報予約データ受入]メニュー
 - ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[社会保険データ受入]メニューの各メニュー
- 社会保険関係手続の電子申請様式変更に対応

社会保険関係手続について電子申請様式が変更されるため、対応しました。

● マイナポータル電子申請の提出先マスタの変更に対応

マイナポータル電子申請の提出先マスタ(健康保険組合)の変更に対応しました。

今回のプログラムより、以下のメニューで届出書を磁気媒体で作成する際に表示される「旧様式の仕様で作成する」設定が表示されなくなりました。

- ・[賞与支払届]メニュー
- ・[月額変更(一括)処理]メニュー
- ・[算定基礎 (一括) 処理]メニュー
- ・[資格取得届]メニュー
- ・[資格喪失届]メニュー

これに伴い、4000番台の以下の奉行サプライも印刷できなくなります。後継の5000番台の奉行サプライをご利用ください。

[4160]単票被保険者賞与支払届 [4060]被保険者賞与支払届 [407]単票被保険者肖額変更届 [4207]単票被保険者自額変更届 [4208]単票被保険者算定基礎届 [4008]被保険者算定基礎届

給与奉行。ERP Smart

機能アップガイド Ver.5.01



≪改正情報≫	
定額減税(年調減税事務)に対応	2
住宅ローン控除の増改築等の上限計算に対応	6
≪機能追加≫	
雇用保険離職証明書の離職者の署名を省略して電子申請が可能	7
Googleアカウントを利用したe-Govへの電子申請に対応	7
搭載辞書を更新	7

《改正情報》------

● 定額減税(年調減税事務)に対応

年調減税事務では、年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき、年間の所得税額との精算を行います。

当製品の変更箇所は、以下になります。

[年末調整処理]メニュー

〇年末調整計算を行う際に、定額減税対象者(本人・配偶者・扶養親族)が自動判定されます。 以下の場合に、定額減税対象者になります(配偶者と扶養親族については、本人が定額減税対象者でない場合は定額減税対象者になりません)。

本人	〇居住者区分が「0:居住者」 〇本人の合計所得金額が1,805万円以下				
配偶者	○居住者区分が「0:居住者」 ○配偶者の合計所得金額が48万円以下(同一生計配偶者) ○配偶者の有無が「1:配偶者あり」 ○配偶者控除等申告書の提出が「1:あり」 ※[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの定額減税 区分の設定は、年末調整計算には影響ありません。				
扶養親族	○居住者区分が「0:居住者」 ○扶養区分が「0:控除対象外」と「8:控除対象外で他の所得者の 扶養」以外				

〇年末調整処理の計算結果に、年調減税額内訳と以下の項目が追加されます。



年調減税額	本人・同一生計配偶者・扶養親族の人数 × 30,000円 余白に年調減税額内訳が表示されます。 ※令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等(賞与含む)の際 に計算した月次減税額は、年調減税額に影響ありません。年末調 整時点の情報で年調減税額を計算します。
<年調減税額控除後の年調所得 税額>	<年調所得税額> — 年調減税額がプラスの場合の金額 ※定額減税しきれた場合に表示されます。
控除外額	<年調所得税額> ― 年調減税額がマイナスの場合の金額 ※定額減税しきれなかった場合に表示されます。

なお、<年調年税額>には、<年調減税額控除後の年調所得税額>×102.1%(復興特別所得税)の金額が表示されます。

参考

上記項目を[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニューや[年末調整]-[年末調整一覧表] -[過不足税額一覧表]メニューで集計する場合は、条件設定画面の[集計項目]ページで項目を選択してください。

また、これに伴い汎用データの年末調整データに以下の項目が追加されました。

項目名	受入記号	受入桁 数	受入種 別	備考
【計算結果情報】				1
年調減税額	YCRI018	_	_	処理年が令和6年(2024
<年調減税額控除後 の年調所得税額>	YCRI019	_	_	年)の場合で、「計算結果の受入を行う」を選択 した場合だけ、受け入れ
控除外額	YCRI020	_	_	られます。
年調減税額内訳-本 人	_	_	_	受入不可 処理年が令和6年(2024 年)の場合だけ出力でき ます。
年調減税額内訳一配 偶者	_	_	_	
年調減税額内訳一扶 養	_	_	_	

≪ 関連メニュー ≫

- ・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- [年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニュー
- ・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

[給与処理]メニュー/[賞与処理]メニュー

年末調整計算を行う際に、[会社運用設定]メニュー[処理設定]ページの「精算月の所得税計算」が「省略する」の場合は、精算月(12月の給与処理や賞与処理)の所得税計算が省略され0円になります。したがって、定額減税計算も省略されます。

摘要欄に以下の項目が出力されます。



源泉徵収時所得税減税控除済額	年調減税で控除した金額 ○年調所得税額 ≧ 年調減税額の場合 年調減税額の金額 ○年調所得税 < 年調減税額の場合 年調所得税額の金額
控除外額	年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額 ※控除しきれた場合はO円になります。
非控除対象配偶者減税有	合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者分を年調減税額の計算に含めた場合に出力されます。 また、上記の同一生計配偶者が障害者の場合は、「氏名(同配) (減税有)」が出力されます。

参 考

上記項目を[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニューで集計する場合は、[源泉徴収票 一覧表 - 条件設定] 画面の[集計項目] ページで項目を選択してください。

また、各設定が以下に該当する外国人技能実習生の場合も、摘要欄に「源泉徴収時所得税減税控除済額 O 円 控除外額 30,000円」が出力されます。

- ○[社員情報登録]メニューの[給与・単価]ページの課税区分「0:計算不要」
- ○[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの外国人区分「1:外国人」
- ○[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの居住者区分「0:居住者」

参 考

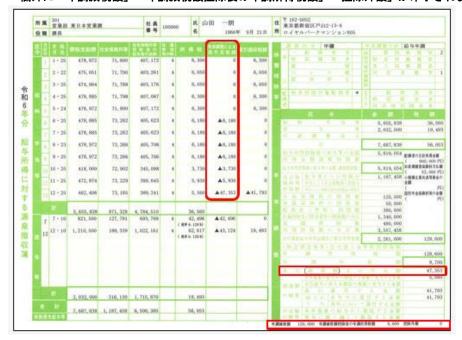
『奉行Edge 給与明細電子化クラウド』をご利用の場合も同様に出力されます。

≪ 関連メニュー ≫

- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
- [年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニュー
- ・[管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー

[源泉徴収簿]メニュー

- 〇年末調整欄に[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューの計算結果と同じ項目(年調減税 額・<年調減税額控除後の年調所得税額>・控除外額)、余白に年調減税額内訳が表示されます。
- 〇印刷した際は、以下のように印字されます。
 - ・年末調整による過不足税額欄に、各月の定額減税額(所得税)が「▲xxxxx円」と印字されます。 ※年末調整による過不足税額欄は、用紙種類に「[5169]単票源泉徴収簿(横型)」「[5167]単票源泉徴収簿(横型)」「[5162]単票源泉徴収簿(横型)」を選択した場合に印字されます。
 - ・差引超過額又は不足額欄が超過の場合は、マイナス表記がなくなります。
 - ・欄外に「年調減税額」「年調減税額控除後の年調所得税額」「控除外額」が印字されます。



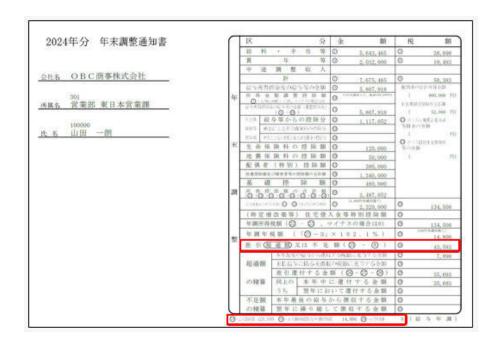
≪ 関連メニュー ≫

- ・[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収簿兼賃金台帳]メニュー

[年末調整通知書]メニュー

[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニューと同様に、差引超過額又は不足額欄が超過の場合は、マイナス表記がなくなります。

また、欄外に「②-2 年調減税額」「②-3 年調減税額控除後の年調所得税額」「②-4 控除外額」が印字されます。



≪ 関連メニュー ≫

- ・[年末調整]-[源泉徴収簿]-[年末調整計算書]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収簿]-[年末調整通知書]メニュー
- 住宅ローン控除の増改築等の上限計算に対応

増改築の場合は、控除対象となる住宅ローンの年末残高の上限は2,000万円(居住開始年月日が令和4年 1月1日以降)になります。

この上限を加味して住宅借入金等控除額を計算するため、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページに 住宅借入金の種類が追加されました。

住宅借入金の種類を「0:新築又は購入」「1:増改築等」「2:新築又は購入と増改築等」「3:その他 (2以上)」から選択してください。



住宅借入金の種類が「1:増改築等」の場合は、上限を2,000万円として住宅借入金等控除額が計算されます。

また、[2以上...] ボタンをクリックして表示される[2以上の住宅借入金等特別控除] 画面の「2以上の住宅控除」は削除され、過去年も含め表示されなくなります。

これに伴い、汎用データの年末調整データに項目が追加・削除されます。

項目名	受入記号	受入桁 数	受入種 別	備考
【税額控除情報】				
住宅借入金の種類	YITS018	1	数字	0:新築又は購入 1:増 改築等 2:新築又は購入と増改築 等 3:その他(2以上)
2以上の住宅控除	-	_	_	過去年も含め、受入不可 (削除)

≪機能追加≫------

● 雇用保険離職証明書の離職者の署名を省略して電子申請が可能

今までは、離職者と連絡が取れない等の理由で、疎明署を添付して雇用保険離職証明書を電子申請する場合に、離職者の署名は省略できませんでした。

今回から、[労働保険]-[資格取得/喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニューの[離職理由]ページに、「退職者による離職証明書記載内容の確認」の項目が追加されました。

「2:退職後のため未確認」を選択すると、離職者の署名を省略して電子申請できます。

≪ 関連メニュー ≫

[労働保険]-[資格取得/喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー

● Googleアカウントを利用したe-Govへの電子申請に対応

e-Govアカウントログイン画面で、「Googleでログイン」の選択肢が追加されました。 上記に伴い、当製品でe-Govへ電子申請する際も、Googleアカウントを利用して電子申請できるようになりました。

≪ 関連メニュー ≫

- ・[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニュー
- ・[社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニュー
- ・[社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎処理]メニュー
- ・[社会保険]-[資格取得/喪失届]-[資格取得届]メニュー
- ・[社会保険]-[資格取得/喪失届]-[資格喪失届]メニュー
- ・[労働保険]-[労働保険年度更新]メニュー
- ・[労働保険]-[資格取得/喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニュー
- ・[労働保険]-[資格取得/喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書2024年8月30日時点銀行支店辞書2024年9月9日時点市町村辞書2024年8月19日時点